

# 清掃活動支援・環境啓発

みんなで参加しよう！



市では、自治会、老人会、会社などが実施する清掃活動に対して、専用ごみ袋の無料配布や清掃後のごみ回収などの支援を行うとともに、さまざまな取り組みを通じて環境意識の向上を図っています。

## ボランティア清掃

市では、ボランティア清掃をされる人に専用ごみ袋の提供とごみの回収を行っています。

- ①あらかじめ生活環境課で申請して専用ごみ袋を受け取ってください。
  - ◇自治会、各種団体、個人などどなたでも構いません。
  - ◇専用ごみ袋は、「可燃ごみ用」「不燃ごみ用」「缶・びん・ペットボトル用」の3種類。
  - ◇火ばさみ、ゼッケンの貸し出しも行っていきます。
- ②清掃活動の際は、ごみの種類に応じて3分別（可燃、不燃、缶・ビン・ペットボトル）してください。
- ③清掃活動終了後、ごみを適当な場所に集積して必ず生活環境課へ回収を依頼してください。



ボランティア  
清掃用ごみ袋

お問い合わせ（ごみの回収依頼）は  
生活環境課（☎66-1005）まで

市道の側溝清掃をされる人は・・・  
土木課（☎66-1049または66-1053）まで  
ご連絡ください。 ※泥上げ用の土のう袋配布、泥の回収を行っています。

### 注意

- ◆自分の家や事業所などから出たごみ（庭の草・剪定枝など）はボランティア清掃の対象になりません。
- ◆ボランティア清掃の専用ごみ袋で、家庭のごみを出すことはできません。
- ◆回収依頼件数が多い時期は、収集までに数日～1週間程度かかる場合があります。

## アダプト・プログラムまいづる（環境美化里親制度）

道路などの公共空間を「養子」に見立て、市民のみなさんに「里親」になっていただき、清掃をお願いする制度です。

散歩の時や、通勤・通学途中にごみを拾っていただく活動が、美しいまちをつくる大きな一歩になります。

- 「里親（市民のみなさん）」の役割
  - ・散乱ごみの回収（年6回以上）
  - ・ごみの散乱状態などの情報提供
- 「市」の役割
  - ・「可燃ごみ用」「不燃ごみ用」「缶・びん・ペットボトル用」の3種類のボランティア清掃用のごみ袋の提供
  - ・ごみの回収
  - ・ボランティア保険の加入
  - ・活動の情報発信



事前に里親登録の手続きが必要です。詳しくは生活環境課へ（☎66-1005）

## ごみ減量 出前授業の実施

市内の小学校4年生のごみ処理施設社会見学に合わせて、小学校でごみ減量の出前授業を実施しています。市のごみ分別ルールや子どもたちが取り組むことのできるごみ減量方法などを伝え、環境への意識を高める学習を行っています。



## まいづる環境市民会議

市民・事業者・市民団体などが参加して、様々な分野で環境にやさしいまちづくりに取り組んでいます。

その中で、リユースやごみ減量について知ってもらおうきっかけづくりとして、イベントやワークショップを実施しています。詳しくは、「まいづる環境市民会議」（事務局：生活環境課☎66-1005）まで。

### リユースの啓発

絵本の配布を通して、物を大切に  
する心やリユースの大切さを  
学んでもらうことを目的とし  
て、「えほんのリユース会」を  
開催。

※絵本はおもちゃ交換会「かえっこバザール」で集まったものを配布。

